

# 国保だより

平成26年4月16日発行

平成26年第2号

保険医療助成課

☎229-3160 ☒229-5001

## 国民健康保険とは

国民健康保険(以下「国保」という)は、病気やけがに備えて被保険者の皆さんが保険料を出し合い、医療にかかる費用に充てる助け合いの制度です。健康保険組合や共済組合などの職場の健康保険や、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除いた全ての人が加入します。



## 国保に加入する人

- 店舗経営など自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険をやめた人とその家族(任意継続保険に加入している場合を除く)
- パートやアルバイトで、職場の健康保険に加入していない人
- 3カ月を超えて日本に在留する資格がある外国籍の人で、住民登録がある人

## 医療機関にかかるとき

医療機関などで国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という)を提示すると、年齢などに応じた負担割合を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

- 診察、治療、薬や注射などの処置
- 入院、看護(入院時の食事代は別途)
- 在宅療養(かかりつけ医の訪問診療)
- 訪問看護(医師が必要と認めた場合)

### ■自己負担割合

義務教育就学前 ▶ 2割

義務教育就学後70歳未満 ▶ 3割

70歳から74歳まで

現役並み所得者 ▶ 3割

一般 ▶ 2割(ただし、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人で、現役並み所得者に含まれない人は特例措置により1割)

## 入院時の食事代

入院時の食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として定められた標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

### 1食当たりの標準負担額

所得区分	標準負担額		
●一般(下記以外の人)			260円
●住民税非課税世帯	過去12カ月の入院日数	90日まで	210円
		90日を超える	160円
●低所得者Ⅱ			
●低所得者Ⅰ			100円

※70歳以上で、同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の人は低所得者Ⅰと低所得Ⅱに分かれます。必要経費などを差し引いた各所得が0円となる世帯に属する人が低所得者Ⅰで、それ以外の人が高所得Ⅱです。

住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの人が標準負担額の適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。保険証と印鑑を持参し、手続きをしてください。また、住民税非課税世帯と低所得Ⅱの人で、入院が90日を超えた場合も、再度食事代の減額申請が必要です。

## 国保で受けられる給付

保険適用される診察・治療などの療養の給付、入院時食事療養費、訪問看護療養費などの他に次のような給付が受けられます。いずれも申請が必要で、国民健康保険料を滞納している場合は、給付を制限されることがあります。詳しくは保険医療助成課までお問い合わせください。

### 出産育児一時金

被保険者が出産したときに42万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関などで分娩した場合や在胎週数22週未満の場合は39万円)を支給します。妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産・人工流産にかかわらず支給します。原則として、国保から医療機関に直接支払うため、個人負担は不足差額分となります。個人負担額が42万円(または39万円)未満の場合は、国保から被保険者に差額分を支給します。

### 葬祭費

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に5万円を支給します。申請が必要です。